

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月12日（火）午後1時30分から午後1時56分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（9人）

会 長	10番	齊 藤 常 夫
会長職務代理	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	海老原 茂
委 員	2番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	飯 泉 秀 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	6番	前 島 守
委 員	7番	菊 地 典 夫
委 員	8番	羽 田 茂

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	成 嶋 均
事務局長補佐	浅野 博之
主 査	大久保慎太郎
	土田 直希

4. 欠席委員

委 員	9番	矢 口 剛
-----	----	-------

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定，移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による

## 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

### 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（成嶋事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和3年1月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

ここで皆様にお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い致します。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番、会長挨拶、齊藤会長よりご挨拶いただきます。齊藤会長お願いいたします。

### 1. 議長（齊藤会長）

皆様、改めまして、明けましておめでとうございます。令和3年は皆様方にとりまして、輝かしい年になるようにご祈念を申し上げたいと思います。顧みますと令和2年は新型コロナの1年で明け暮れた年でありました。年が明けて令和3年になりましても、コロナの感染が拡大している状況にあります。一日も早くコロナの収束をみて、安心して暮らせる社会になるよう思っております。令和3年は稲作農家にとりまして、非常に正念場の年になります。米の消費量が毎年減少しております。そこに新型コロナ禍のなかで業務用米が低迷しまして、民間在庫が積み増されている状況にあります。令和3年におきましては需給緩和、及び米価格の大幅下落を防ぐために主食用米から非主食用米への生産転換をいかに進めていくかによって、大きく成否が変わっていくと思われまます。全国の令和3年の生産目標は693万トン、令和2年比較で36万トンを減らす必要があります。このうち茨城県の生産目標は令和2年比で1,989トン減の32万859トンになっております。つくばみらい市の場合は、面積換算で17ヘクタール減の2,105ヘクタールといった生産目標になっております。これを達成して米価の下落を抑えて安定的な価格になるようにしていくことが必要になっているのではないかと考えています。いずれにしてもこの令和3年は大変な年になるわけですが、みんなでこうしたことを乗り越えて、希望が持てる明るい年にしたいと思っております。

本日の総会は、議案6件と報告事項3件となっております。皆様の真摯なご審議をお

願いしまして、大変簡単ですが挨拶と致します。どうぞよろしく願いたします。

#### 1. 事務局（成嶋事務局長）

ありがとうございました。本日は9番、矢口委員より欠席の通告がございましたので報告いたします。本日の出席委員は、農業委員10名中9名でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長に願いたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、ご協力をよろしく願いたします。

まず、議事日程の3番であります議事録署名委員の選出でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。1番、海老原委員、2番、萱橋委員の2名に議事録署名委員をお願いしたいと思います。書記は、事務局で願いたします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より、説明を願いたします。

#### 1. 事務局（大久保主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は1件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は資材置場として使用するための賃貸借となっております。申請地は、          字                  番  ，地目は登記 宅地，現況 畑，面積は 675.26㎡，          字                  番，地目は登記，現況とも畑，面積は7.59㎡，合計2筆，682.85㎡でございます。説明は以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。2番、萱橋

委員よりお願いします。

#### 1. 萱橋委員

はい、1月5日午後1時30分より、メンバーは、齊藤会長、中山職務代理、菊地委員、私、事務局より成嶋局長、大久保主査の6名で書類審査、現地調査の確認を行いましたので報告いたします。

受付番号1番、申請内容は、農地2筆を賃貸借し、資材置場及び建設車両の駐車場として使用する計画です。場所の詳細は2ページの地図をご覧ください。申請地は小貝川が左に大きく湾曲する手前の土手際にある農地となります。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり1種農地と判断いたしました。申請地は、同一大字内に事務所を有しており、事業計画書、事業経歴書等によりまして、許可要件を満たしていると考えます。以上報告しまして各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保主査）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は1,885㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は1,351㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番、菊地委員よりお願いします。

### 1. 菊地委員

1月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先ほど第1号議案で萱橋委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は4ページになります。申請地は隣り合わせの水田と一枚になっており、綺麗に管理されておりました。

申請者は、自作地と借入地あわせて約347アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稻・野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも田1筆1,885㎡を、規模拡大のため売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は5ページになります。申請地は寺畑集落のふるさと会館という集会所の裏の方にあります。

申請者は、自作地と借入地あわせて約37アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆1,351㎡を、規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、1番、2番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。まず議案第2号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■，地目は登記、現況とも畑，面積は56㎡，■■■■字■■■■番，地目は登記畑，現況宅地，面積は63㎡，合計2筆，119㎡でございます。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果報告をいただきたいと思えます。5番中山職務代理より報告をお願いします。

## 1. 中山職務代理

1月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、議案第1号で萱橋委員より報告のありました時と同じ6名で行いました。

受付番号1番、地図は7ページになります。申請地は、井関農機の西側で、小貝川沿いになります。申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成2年11月以前から宅地として使用されておりました。以上のことから、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きの農地転用関係に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

## 1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第3号について、ご質問のある方は挙手をお願いします。（挙手なし）

## 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。（全員挙手）

## 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

## 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

## 1. 事務局（浅野補佐）

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。8ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が31筆で、81,084㎡、畑が73筆で、80,

491㎡、合計104筆、161,575㎡です。貸し手が40人で、借り手が15人となります。

次に更新案件ですが、田が16筆で、31,810㎡、畑が5筆で、5,754㎡、合計21筆、37,564㎡です。貸し手が10人で、借り手が8人となります。

合計では、田が47筆で、112,894㎡、畑が78筆で、86,245㎡、合計125筆、199,139㎡です。貸し手が50人で、借り手が23人となります。

権利の設定開始は、令和3年2月1日、令和3年3月1日からとなります。

詳細につきましては、9ページから15ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。説明は以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第4号は原案のとおり決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局（浅野補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。16ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。



新規案件のみとなります。田が18筆で、34, 624㎡, 畑が7筆で、12, 150㎡, 合計25筆, 46, 774㎡です。貸し手が7人, 借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和3年3月1日からとなります。

詳細につきましては、17, 18ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。説明は以上です。

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

#### 1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

#### 1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

#### 1. 事務局（浅野補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても19ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が19筆で、36, 504㎡, 畑が7筆で、12, 150㎡, 合計26筆, 48, 654㎡です。貸し手が8人, 借り手が7人となります。

権利の設定開始は、令和3年3月1日からとなります。

詳細につきましては、20、21ページの農中間管理事業 農用地利用権設定計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

**1. 議 長（齊藤会長）**

これより審議していきますが、21ページの受付番号21番から26番が5番、中山職務代理が議事参与の制限となっています。したがって、全体を2つに分けて審議をしてまいります。

まず最初に、受付番号1番から20番を審議いたします。ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

**1. 議 長（齊藤会長）**

ないようですので、採決いたします。議案第6号の受付番号1番から20番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

**1. 議 長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございました。採決の結果、全員賛成につき受付番号1番から20番については原案のとおり承認することに決定いたしました。

**1. 議 長（齊藤会長）**

続いて、受付番号21番から26番を審議いたします。5番、中山職務代理の退席をお願いします。

（中山職務代理退席）

**1. 議 長（齊藤会長）**

それでは審議します。受付番号21番から26番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

**1. 議 長（齊藤会長）**

ないようですので、採決いたします。受付番号21番から26番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

**1. 議 長（齊藤会長）**

はい、ありがとうございます。全員賛成により、受付番号21番から26番を原案のとおり承認することに決定いたしました。中山職務代理の復席をお願いします。

（中山職務代理復席）

**1. 議 長（齊藤会長）**

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

**1. 議 長（齊藤会長）**

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件を、一括して事務局より報告願います。

**1. 事務局（成嶋事務局長）**

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は22ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が3件となります。申請理由は、自己住宅建築のための売買が3件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は23ページから26ページをご覧ください。

今回の合意解約は16件となります。解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが5件、耕作者変更のためのものが11件となります。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は27ページになります。今回の移動届は1件となります。

申請理由は、携帯電話用無線基地局の敷地にするためのものとなっております。

報告は以上です。

**1. 議 長（齊藤会長）**

以上で全ての議題が終わりました。これをもって本総会を閉会といたします。